

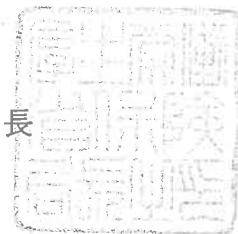


保発第1222002号

平成20年12月22日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長



高齢者の医療の確保に関する法律施行規則等の一部を改正する
省令等の施行について

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第173号。以下「改正規則」という。）が平成20年12月19日に公布され、高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い関係告示の一部を改正する等の告示（以下「改正等告示」という。）が本日官報に掲載されたところであるが、改正規則及び改正等告示の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、その旨御了知の上、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）、国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合等に周知徹底を図られたい。

記

第一 改正の趣旨

本改正規則及び改正等告示は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成20年政令第357号。以下「改正令」という。）の施行に伴い、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「高齢者医療確保法施行規則」という。）等の関係省令及び関係告示について、一部負担金の割合の判定に関する手続に関して必要な事項を定めるとともに、その他必要な規定の整備等を行うものであること。

第二 改正の主な内容

I 後期高齢者医療制度関係

第1 高齢者医療確保法施行規則の一部改正

改正令の施行に伴い、必要な規定を整備したこと。

第2 関係告示の一部改正

後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成19年厚生労働省告示第395号）、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十四条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める治療及び疾病（平成19年厚生労働省告示第397号）及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養（平成20年厚生労働省告示第228号）について、改正令の施行に伴い、必要な規定を整備したこと。

II 健康保険関係

第1 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）の一部改正

改正令の施行に伴い、改正令による改正後の健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第34条第2項第2号に該当することにより同項の規定の適用を受け、一部負担金等の割合が100分の30とならない被保険者について、その被扶養者であった者（同号に規定する被扶養者であった者をいう。）について異動が生じた場合には、その旨を当該被保険者から保険者へ申し出ることとしたこと。

その他、改正令の施行に伴い、必要な規定を整備したこと。

第2 関係告示の制定及び一部改正

一 健康保険法施行令附則第五条第一項及び船員保険法施行令附則第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成20年厚生労働省告示第558号）の制定

健康保険法施行令附則第5条による高額療養費の支給の特例措置の対象となる医療に関する給付として、「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の取扱いについて」（平成20年2月21日保発第0221003号）による医療費の支給を定めたこと。

二 健康保険法施行令第四十一条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める治療及び疾病（昭和59年厚生省告示第156号）及び健康保険法施行令第四十二条第六項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める疾病（平成18年厚生労働省告示第489号）の一部改正

改正令の施行に伴い、健康保険法施行令第四十一条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める治療及び疾病（昭和59年厚生省告示第156号）及び健康保険法施行令第四十二条第六項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める疾病（平成18年厚生労働省告示第489号）の題名をそれぞれ改正したこと。

III 船員保険関係

第1 船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）の一部改正

健康保険法施行規則の改正に準じた改正をしたこと。

第2 健康保険法施行令附則第五条第一項及び船員保険法施行令附則第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の制定

Ⅱの第2の一と同様に、船員保険法施行令附則第4条による高額療養費の支給の特例措置の対象となる医療に関する給付として、「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の取扱いについて」(平成20年2月21日保発第0221003号)による医療費の支給を定めたこと。

IV 国民健康保険関係

第1 国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)の一部改正

改正令の施行に伴い、必要な規定を整備したこと。

第2 国民健康保険法施行令附則第二条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付(平成20年厚生労働省告示第555号)の制定

国民健康保険法施行令附則第2条の2による高額療養費の支給の特例措置の対象となる医療に関する給付として、「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の取扱いについて」(平成20年2月21日保発第0221003号)による医療費の支給を定めたこと。

第三 施行期日

改正規則及び改正等告示は、平成21年1月1日から施行すること。ただし、第二のⅡの第2の一、同Ⅲの第2及び同Ⅳの第2の改正等告示については、平成21年4月1日から施行すること。